

令和3年4定 予算特別委員会 総合政策部審査 開催状況

開催年月日 令和3年12月10日

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

担当部課 総合政策部次世代社会戦略局
デジタルトランスフォーメーション推進課
情報政策課

総合政策部計画局計画推進課
(総務部行政局改革推進課)
(総務部行政局文書課)

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>二 Smart道庁の推進に向けたデジタル化の取組について (地域振興施策について)今地域振興監からご答弁いただきましたけれども、そういうことを推進していくために、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>(一) Smart道庁の目指す姿について 今ほど言われた施策が本当にデジタル化推進によって賢い選択として、Smart道庁が実現出来るのかどうかということだと私は考えているのですけれど、小さな道庁を掲げた前知事は、支庁再編と独立行政法人化で、道庁組織の縮減と行革に甘んじてきました。今度は、非常に冠が大きくて、スマート道庁と冠している訳ですけれども、職場の効率化にとどまっているように受け止められます。Smart道庁の目指す姿とは一体何なのでしょう。</p> <p>(二) 各部の整合と違いについて 認識は大変重要に認識されているようなのですが、実際にどう道民利益に繋がるのかが不明です。Smart道庁については、各部がそれぞれ取り組んでいる訳ですけれども、その整合と違いについてはどのように考えているのでしょうか。</p> <p>やはり答弁を聞いても業務改革にとどまっているなという印象です。</p> | <p>【ICT推進担当局長】 スマート道庁の取組についてであります。少子高齢化や人口減少が急速に進んでいる本道において、道庁は、道民を守り、その将来を支える施策などを着実に進める組織であり続けるとともに、道民を支える仕事に志を持って入庁した職員一人ひとりが、能力や可能性を広げることができる組織であることが重要と認識しております。</p> <p>道では、令和元年6月に「スマート道庁推進本部」を設置し、ICTも活用した業務改革と職員の働き方改革を進めるスマート道庁の取組を通じて、勤務環境や仕事の仕方を変えることで、職員の意識と行動を変革し、こうした変化がさらなる業務改革に繋がるという好循環のサイクルを生み出すことで、組織活力の向上を図り、道民サービスの質の向上を目指すものでございます。</p> <p>【情報政策課長】 スマート道庁の推進体制についてでございますが、道では、令和2年3月に「スマート道庁のすすめ方」を取りまとめ、目指す姿の実現に向けまして、業務プロセスの見直しや情報システムの最適化のほか、テレワーク、庁内モバイル環境の整備、オフィス改革などの「具体的な取組」を示したところでございます。</p> <p>これらの取組は、それぞれの所管課が主体となって取り組んでいますが、幅広い分野にわたり、相互に関連しますことから、相乗効果を高めつつ進めていくことが、重要であると認識しております。</p> <p>このため、「スマート道庁推進本部」のもと、所管課で構成する幹事会を毎月開催しまして、進捗状況について情報共有するなど、密接に連携を図りながら進捗しているところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>(三) 情報公開の推進について 道民にとって情報公開が必ずしも先進的なわけではない道庁ですけれども、道民が行政をチェックするうえで、国民共有の財産である公文書は、デジタル化によって公開性を高める視点が不可欠だと考えております。情報公開請求にどれだけ迅速に対応できるようになるのか。また、その範囲はどれだけ広がるのかお聞きします。</p> <p>開示請求は非常に改善されたと思いますが、やはりどれだけ公開するかということについては、最終的に行政組織での判断になりますので、デジタル化がそれに大きく貢献するというふうには考えられないのではないかなというふうには思います。</p> <p>(四) 行政手続きのオンライン化の推進について 行政手続きのオンライン化を推進していくということがあります。マイナンバーカードを利用するマイナポータルAPI提供によるサービス連携の拡大などの取組に対応するとありますけれども、道ではどのような行政手続きを想定していらっしゃるのでしょうか。</p> <p>今後も対象を広げるということで、今は非常に限定的なのですが、セキュリティの問題があります。</p> | <p>【情報政策課長】 情報公開請求への対応についてでございますが、道の情報公開条例では、開示請求があつてから、14日以内に開示等の決定を行うこととなつており、道としましては、条例に基づき速やかな情報公開に努めてきました。これまで、開示請求者の利便性に資するよう、2005年度からは、ホームページにおきまして、道が管理している公文書の標題や担当課等の検索を可能とし、2006年度からは、電子申請システムにより開示請求を行えるようにしたところです。</p> <p>また、本年度からは、開示文書を電子化してCD等の記録媒体で交付できることとし、情報公開のデジタル化を進めてきました。</p> <p>今後とも、情報公開制度の趣旨や目的に沿つて適正な運用に努めてまいります。</p> <p>【地域デジタル担当課長】 行政手続きのオンライン化についてでございますが、現在、国におきましては、地方自治体における31の手続きについて、マイナポータルなどを利用して優先的にオンライン化を進めるべきとしており、このうち市町村事務を除き、都道府県が対応する手続きは、自動車の保管場所証明や自動車税関係など、4つの手続きとなっております。</p> <p>道におきましては、これらの手続きについて、既に電子申請に対応済みであります。国では、地方自治体において、この他の各種行政手続きについても、積極的にマイナポータルの活用について検討を進めるべきの方針を示しており、引き続き、国や他県の動向などを踏まえながら、行政手続きのオンライン化の推進に対応してまいります。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|---|
| <p>(五) 情報集約と分散化の効果について 一般に情報を集中させるよりも、分散させる方がセキュリティレベルは上がるわけです。確定申告の場合は、現在も申請にあたって、e-Tax用の番号を使うことで滞りなく、マイナンバーカードを使わなくても申告できます。医療保険もいずれも保険者番号がついていますから、それぞれの番号で管理したほうが、セキュリティ上は、安全性が高いわけです。Smart道庁は、マイナンバーカードがなければ電子申請はできない仕組みを目指していくのか。それとも、これまでの紙の申請を無くしていく考えなのか、お伺いしたいと思います。</p> <p>併用は維持するという事なのですが、高いセキュリティ、それが本当なのかというふうに思います。</p> <p>(六) オープンデータ化について 総合政策部では、スマート道庁を冠していますが、Society5.0を何気に付け加えておまして、道庁の持つ情報のオープンデータ化を進めるとしております。このオープンデータ化は一体何を目的に、どこまでを対象としているのかお伺いします。</p> <p>しかしながら、オープンデータ化によって、行政が特定の目的で集めた正確かつ詳細なデータが積み重ねられたデータと、プロファイリングによって個人を特定するに至るところまで今の技術は発展しているわけです。この問題は、民間の利益に道民の情報を提供するという非常に大きな問題があります。このことは後でお聞きます。</p> | <p>【次世代社会戦略局長】 マイナンバーカードを用いた電子申請などについてでございますが、マイナンバー制度におきましては、行政機関等が所有している個人情報を一元的に管理せず、分散して管理を行うとともに、この分散している情報を行政機関等が利用する際にはマイナンバーを直接用いない仕組みとするなど、高度なセキュリティ対策を講じているところでございます。</p> <p>また、道が進める電子申請につきましては、先ほどご説明した4つの手続きのほか、本人確認が厳密に必要な手続きにつきまして、マイナンバーカードの電子証明書による本人確認を必要としておりますが、各種届出や採用試験の申し込みなどといった手続きにつきましては、マイナンバーカードがなくても、電子申請が可能となっており、今後も、こうした考えのもと、電子申請の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、道といたしましては、今後も、書面による申請も受け付けることとしており、必要な行政サービスが提供されるよう対応してまいります。</p> <p>【デジタルトランスフォーメーション推進課長】 オープンデータについてでございますが、行政のデジタル化の推進は、Smart道庁の取組による道庁の組織活力の向上、また、道が保有する行政情報をオープンデータとして積極的に公開することによる行政の透明性・信頼性の向上、官民連携による地域課題の解決や産業の活性化など、未来技術を活用した活力あふれる社会であります「北海道Society5.0」の実現に向けた重要な取組であると考えております。</p> <p>道では、「北海道のオープンデータ推進に関するガイドライン」に基づきまして、道のウェブサイトで公開する統計情報や施設情報などといった情報をオープンデータとして公開しているところでございますが、個人情報が含まれるものや、法人や個人の権利利益を害するおそれのあるものなどにつきましては、オープンデータの対象としてございません。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|--|
| <p>(七) 道庁における電子メールの送信方法について セキュリティについて、現在の道庁メールは、パスワードで解凍するPPAP形式なのですが、スマートフォンでは専用アプリを使わないとメールを開いて見ることができません。これで、果たして業務の効率化が図られているといえるのでしょうか。</p> <p>他県の動向とおっしゃいますけれども、これは脆弱性が指摘をされておりまして、既に11月から内閣府と内閣官房で廃止しています。民間も脱却の方向で動いておりますので、よく考えて見直してください。</p> <p>(八) 情報セキュリティ対策について ラインペイで個人情報の漏洩があったばかりですけれども、行政は誤送信が多い。民間は、サイバー攻撃にさらされ、被害は連日天井知らずです。道は、情報漏洩などの事例をどう把握して、検証し、対策をとっているのですか。</p> <p>やはりそれは事後対策にとどまっているというふうに指摘をしております。</p> <p>(九) 政策評価の効果について Smart道庁という大きな冠をつけているからには、最も求められるものの1つが政策評価への効果です。このデジタル技術を活用して、その効果をどれだけ発揮できるということになるのでしょうか。</p> <p>最後は行政職員の判断によるということなのですね。</p> | <p>【情報基盤担当課長】 電子メールのセキュリティ対策についてでございますが、道では平成29年5月から電子メールを庁外に送信する場合、添付ファイルを暗号化する方式を採用しております。</p> <p>この方法は、受信者側のパソコンやスマートフォンに暗号解除用のソフトが必要ではございますが、情報セキュリティを確保しながら道庁外の多くの関係者と電子データの送受信を円滑に行うことが可能な仕組みでありまして、他県の動向なども踏まえながら更なる利用の向上に努めてまいります。</p> <p>【情報基盤担当課長】 情報セキュリティ対策についてでございますが、ICTは暮らしや産業活動におきまして欠かせない基盤となっておりますが、利便性が向上する一方で情報セキュリティの確保は大変重要であると認識をしております。</p> <p>道では、サイバーセキュリティに関して国や関係機関と情報共有を図るとともに、庁内におきましては、情報セキュリティガイドラインに基づきまして、電子メールの誤送信などの事案が発生した場合、情報政策課が速やかに所属から報告を受け原因の分析などを行っているところでございます。</p> <p>また、対策といたしましては、インターネット回線と行政専用回線との通信経路の分離や、常時監視など、ハード面の対策と併せまして、個人情報や行政情報の取扱の重要性について、事例を提示しながら職員研修や訓練を実施しております。</p> <p>【計画推進課長】 政策評価についてでございますが、政策評価の実施にあたりましては、各部が実施する一次政策評価において、施策や事業に関する調書を作成するほか、総務部や総合政策部等で構成します二次政策評価等検討チームにより全庁的な視点から二次政策評価を行うとともに、有識者で構成する政策評価委員会で審議するなどして、評価の実効性の確保に努めております。</p> <p>昨年度より、政策評価におきましても、評価調書の簡素化のほか、政策評価委員会や委員ヒアリングをオンライン化するなどの取組を進めてきており、道といたしましては、今後とも、評価事務の効率化を図るとともに、施策等の課題や改善に向けた方策の検討などにあたりましては、引き続き、チームによる検討や有識者の知見を活用するなどして効果的かつ効率的な評価の実施に努めてまいります。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|--|
| <p>(十) Smart道庁に求められる基準について デジタル化によって道民の利便性がどう向上するかという視点が、今回の議論からはなかなか見えてきませんでした。やはり検証、改善、そしてシステムが一元的に必要な部分、それから一元化せずにセキュリティを高めておく分野、オープンデータ化しない分野は何かなど、基準を作って検討していくべきと考えますがいかがですか。</p> <p>議論してきましたけれども、最後に戦略監にお聞きしたいと思うのですが、私は、やっぱり行政職員は行政職員の役割に立ち返って、デジタル化に向かうべきだと考えています。オープンデータ化については、個人情報や市場に晒すことが目的だという指摘もありますし、十分留意が必要だと考えます。住民自治の本旨、それから公文書の道民共有の財産としての位置づけを逸脱することがあってはならないし、損なうこともあってはならないと思います。そうした立場に立って、行政としてどう向き合うのか、最後にお聞きをして質問を終わります。</p> | <p>【ICT推進担当局長】 デジタル化に関する基準についてでございますが、道行政を推進する上で、業務の効率化や省力化などの観点からデジタル化が重要となっている中、道では、庁内の各システムについて、「情報システムガイドライン」を策定し、各課が利用する個別システムの構築、運用方法の最適化や、セキュリティ対策の向上に努めてきたところでございます。また、オープンデータにつきましては、「北海道のオープンデータ推進に関するガイドライン」を策定し、対象となるデータや方法を定め、公開を進めてきたところでございます。</p> <p>近年、デジタル化を取り巻く状況は大きく変化しつつあることから、社会情勢や技術動向を不断に把握しまして、必要に応じて各ガイドラインに反映するなど、今後も適切な対応に努めてまいります。</p> <p>【次世代社会戦略監】 まず、オープンデータについてでございますけれども、これは先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、個人情報や法人や個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、もちろん対象とはしていませんし、ただ、委員の御指摘のような危険性については、我々も報道等で把握している部分でありますので、そういった事例が起こらないようにしっかりと監視してまいらうとは思っております。</p> <p>それから、Smart道庁については、これまで縷々議論させていただきましたけれども、デジタル化によって、もちろん効率化ということはあるのですが、それによって時間ができるといふ点、それから、今度テレワーク環境を整備するのですが、それによって時間や場所を選ばずに仕事ができるようになるということで、職員の意識と行動を変えていく、それを通じて道庁全体の組織活力を向上させて、最終的に道民の皆様へ、より充実したサービスを提供していくのがSmart道庁の考え方だと我々は考えておりますので、来年4月に職員全員にスマートフォンを配付してテレワーク環境を整備されますので、それをきっかけとして、道庁のデジタル化、先ほど議論のあったとおり、もちろんセキュリティ対策にもしっかりと取り組む、あるいは、デジタル機器をお使いにならない方々への配慮、そういった部分にもしっかりと目配りをしながら、道庁のデジタル化を進めていきたいと思っております。</p> |